

予算特別委員会の審査から

今定例会では、令和2年度補正予算及び令和3年度暫定予算、補正予算について、予算特別委員会で審査しました。
ここでは、主な審査内容について、お知らせします。
◇質問の詳細は会議録に掲載します。「会議録の公開予定」は8面をご覧ください。

令和2年度補正予算

◆一般会計(第12号)

【説明】歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6千280万2千円を追加し、1千58億3千504万4千円とする。

【主な質疑項目】

・減収補てん債を発行するに至った経緯、判断基準、発行限度額、借入れの考え方
・下野谷遺跡整備クラウドファンディングの市としての評価、寄附金の内訳

・公共施設等総合管理計画策定支援委託料の減額理由、ワークシヨップの内容、市民への情報提供、策定スケジュール、圏域の考え方
・多言語通訳サービスの導入時期、効果検証、課題
・福祉丸ごと相談窓口の相談内容・件数、職員体制
・生活困窮者自立支援事業の若者支援
・新型コロナウイルススワクチン接種事業のクーポン券の発送時期、啓発サイト、コールセンターへの問合せ状況、ワクチンの配送
・ワクチン接種会場の使用期間、集団接種における副反応
・キャッシュレス決済ポイント還元事業・エッセンシャルワーカー応援事業等の事業概要、提案の経緯、これまでの効果検証

予算計上の基準

・歳入の見込み、収支の状況、資金管理
・旧市民会館跡地における官民連携施設の見直し、耐震改修促進計画との関係

近隣市の状況、対象範囲若者支援
・店舗におけるキャッシュレス決済の導入率、導入経費、還元率の根拠
・新たなビジネスモデル・経営革新チャレンジ支援補助金の周知方法、減額理由、募集期間の延長

・スクールロイヤル委託の実施概要、減額理由、相談内容

・学校ネットワーク環境整備委託料の減額理由、入札状況、サポート体制

・学校施設開放の実施状況、貸出状況、保護者からの要望、学校の考え方

※議案の質疑終了後、委員から修正動議(修正案)が提出されました。

【結果】修正案は賛成少数で否決、原案は賛成多数で可決

◆駐車場事業特別会計(第2号)

【結果】賛成多数で可決

◆介護保険特別会計(第3号)

【結果】賛成多数で可決

◆後期高齢者医療特別会計(第2号)

【結果】賛成多数で可決

◆一般会計

【説明】歳入歳出暫定予算の総額を、歳入88億5千449万3千円、歳出171億5千407万3千円とする。一時借入金、最高額は30億円とする。

【主な質疑項目】

・暫定予算を編成した理由

耐震補強等改修事業を予算に計上した理由、工事概要、利用団体への周知
【結果】賛成多数で可決

令和3年度暫定補正予算

◆一般会計(第1号)

【説明】歳入歳出暫定予算の総額に、歳出8千68万6千円を追加し、歳出暫定予算の総額を172億3千475万9千円とする。

【主な質疑項目】

・暫定予算と本補正予算の関係、本定例会に提案した理由
・子育て世帯生活支援特別給付金事業の積算根拠、基準日、周知方法、庁内連携、財源、他市の状況

・児童扶養手当を受給していない方への対応、家計が急変した方の支給

【結果】賛成多数で可決



暫定予算とは

本予算が何らかの理由があつて成立しないため作成するつなぎ予算。
そのため、通常は本予算成立までの間の必要最小限の経費で編成される。
本予算が成立した後には、本予算に吸収される。

地方自治体は地方自治法第218条第2項により、暫定予算の編成が認められている。

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、今定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

「職員定数条例の一部を改正する条例」
【説明】地方自治法に基づき一般職の職員定数を改正する。「教育委員会の事務局の職員」及び「教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に属する職員」の規定を統合し、職員定数を130人とする。

【主な質疑】

問 職員の増要因は。
答 教育委員会は、G I G Aスクールの運用による増。その他は、新型コロナウイルススワクチン対応、オリンピック・パラリンピック開催延期、市民会館の解体延期に伴い定員増を維持することによる。

問 区分を統合する理由は。
答 教育委員会事務局職員以外の教育委員会に属する職員の減少もあり、実態に合わせた人数に改正した。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に伴い、所要の規定の改正並びに追加をするもの。

【結果】賛成多数で可決

文教厚生委員会

「介護保険条例の一部を改正する条例」
【説明】介護保険法に基づく第8期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料を改定するとともに、所要の改正をする。

【主な質疑】

問 第7期の基金である6億5千万円を第8期の保険料の上昇抑制に使ったが、最終判断の大きな要因は。
答 基金取崩額の算定は、介護保険運営協議会の答申の附帯意見を基に、額を設定した。

問 所得第7・第8・第9段階の今回の境界所得の変更で影響を受ける人数は。
答 人数は把握していない。介護保険の手引を全戸配布する。

問 保険料の値下げによるリバウンドの予想は。
答 コロナの影響が見えづらいため、第7期の実績を踏まえて、第8期の給付費を精査した。前期で予想していた計画値よりも今回の計画値が低かったため、基金を一定程度手元に残しつつ、次の期を見ながら基金を使用することで保険料を設定した。

問 介護給付の適正化計画に基づき3年間でどのような取組が行われてきたのか。
答 認定審査会と連携した認定調査員研修、認定審査会を、要介護認定の適正化に資する取組を行ってきた。

【結果】賛成多数で可決

【説明】「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金等支給審査会を設置する。市が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、判定が困難な場合に、医師や弁護士等の有識者による審査会の審査を経て判定する。

【主な質疑】

問 市民への災害弔慰金等支給の事例は。
答 御嶽山の噴火により市民が被災し亡くなられたときは、明らかに災害による死であったため、審査会を経ることなく、市の予備費充用により遺族へ支給した。

問 亡くなられた方が主たる生計者の場合の支給額は。
答 災害弔慰金の支給額は生計維持者が500万円、その他は250万円となる。

問 自然災害による死亡には、直接死と災害関連死があるが、災害関連死の認定はばらつきがある。市独自の判断基準は。
答 避難生活等によりストレスで亡くなった場合は、原則災害関連死と判断する。

問 災害で後遺症が残った方への支給額は。
答 災害障害見舞金は、主たる生計維持者は250万円、その他は125万円の支給となる。

【結果】賛成多数で可決



建設環境委員会

「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金等支給審査会を設置する。市が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、判定が困難な場合に、医師や弁護士等の有識者による審査会の審査を経て判定する。

【主な質疑】

問 市民への災害弔慰金等支給の事例は。
答 御嶽山の噴火により市民が被災し亡くなられたときは、明らかに災害による死であったため、審査会を経ることなく、市の予備費充用により遺族へ支給した。

問 亡くなられた方が主たる生計者の場合の支給額は。
答 災害弔慰金の支給額は生計維持者が500万円、その他は250万円となる。

問 自然災害による死亡には、直接死と災害関連死があるが、災害関連死の認定はばらつきがある。市独自の判断基準は。
答 避難生活等によりストレスで亡くなった場合は、原則災害関連死と判断する。

問 災害で後遺症が残った方への支給額は。
答 災害障害見舞金は、主たる生計維持者は250万円、その他は125万円の支給となる。

【結果】賛成多数で可決